

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和2年8月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 事業者の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|--|----------------------|--------|-------------------------|------------------|-----------------------|---|-------|------------|
| 20200804 | 株式会社 北都(法人番号2011601016415) 代表者 田中 考人 | 神奈川県川崎市川崎区 桜本2-32-1 | 本社 | 神奈川県川崎市川崎区 桜本2-32-1-303 | 輸送施設の使用停止 (80日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 | 労働局からの通知を端緒として、令和元年10月9日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(4)運賃及び料金の未届出(貨物自動車運送事業報告規則第2条の2) | 8 | 8 |
| 20200804 | 株式会社 宮岡運輸(法人番号4030001027300) 代表者宮岡 耕治 | 埼玉県入間市東藤沢3-1-11 | 神川 | 埼玉県児玉郡神川町二ノ宮808-8 | 輸送施設の使用停止 (30日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和元年11月21日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行指示書による指示義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項) | 3 | 3 |
| 20200804 | 株式会社 北関東運輸(法人番号7060001012791) 代表者石塚 謙司 | 栃木県大田原市鹿畑1081-5 | 本社 | 栃木県大田原市鹿畑1081-5 | 輸送施設の使用停止 (30日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和元年11月7日及び同年12月25日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項) | 3 | 3 |
| 20200804 | 中尾運輸 株式会社(法人番号8120001031330) 代表者東 宏樹 | 大阪府大阪市住之江区 平林北2-7-99 | 東京 | 東京都足立区南花畑4-18-4 | 輸送施設の使用停止 (30日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和元年8月9日及び同年9月27日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4) | 3 | 3 |
| 20200804 | 有限会社 都南運送(法人番号7010702005702) 代表者西田 智明 | 東京都品川区旗の台5-8-2 | 本店 | 東京都品川区旗の台5-8-2 | 輸送施設の使用停止 (65日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、平成31年2月13日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(6)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(7)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(8)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条) | 7 | 7 |
| 20200804 | 中澤 康德 | 茨城県水戸市酒門町2936-2 | 本店 | 茨城県水戸市酒門町2937-12 | 輸送施設の使用停止 (30日車) | 貨物自動車運送事業法第17条第3項 | 公安委員会からの通知を端緒として、令和2年6月3日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項) | 3 | 3 |
| 20200804 | 内田運送 株式会社(法人番号5021001024948) 代表者内田 信也 | 神奈川県大和市鶴間2-12-4 | 本社 | 神奈川県大和市鶴間2-12-4 1F | 輸送施設の使用停止 (30日車) | 貨物自動車運送事業法第17条第3項 | 公安委員会からの通知を端緒として、令和2年6月23日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項) | 3 | 3 |

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和2年8月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 事業者の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|--|-----------------------|--------|-----------------------|-----------------|-----------------------|--|-------|------------|
| 20200825 | 有限会社 安藤運送(法人番号7030002020490) 代表者安藤 春雄 | 埼玉県さいたま市岩槻区加倉1-4-45-2 | 本社 | 埼玉県さいたま市岩槻区加倉1-4-45-2 | 輸送施設の使用停止(75日車) | 貨物自動車運送事業法第24条の4 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和元年12月20日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(8)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(9)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(10)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(11)事業の健全な発達を阻害する競争のうち社会保険等に未加入のもの(貨物自動車運送事業法第25条第2項)、(12)運賃及び料金の未届出(貨物自動車運送事業報告規則第2条の2) | 8 | 8 |
| 20200825 | 有限会社 米盛運送(法人番号4021002035664) 代表者米盛 秀明 | 神奈川県伊勢原市下落合6-1 | 本社 | 神奈川県伊勢原市下落合6-1 | 輸送施設の使用停止(90日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 | 死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和元年11月21日及び同年12月10日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行指示書による指示義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項) | 9 | 9 |
| 20200825 | 有限会社 ジェイマックス(法人番号3070002033501) 代表者後藤 春彦 | 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉3067-1 | 中央 | 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉1730-1 | 輸送施設の使用停止(80日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和元年12月11日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(7)事業計画(各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数)の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(8)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項) | 8 | 8 |

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和2年8月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 事業者の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|---|------------------------|--------|---------------------------|------------------|-----------------------|--|-------|------------|
| 20200825 | 株式会社 後藤田商店(法人番号8020001072797) 代表者後藤田 尚孝 | 神奈川県川崎市川崎区浅野町1-5 | 本社 | 神奈川県川崎市川崎区浅野町1-5 | 輸送施設の使用停止(195日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 | 死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和元年11月8日及び同年12月13日、監査を実施。14件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書による指示義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(11)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(12)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(13)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(14)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条) | 20 | 20 |
| 20200825 | 有限会社 木竜(法人番号6070002017294) 代表者木竜 光成 | 群馬県藤岡市小林41-1 | 高崎 | 群馬県高崎市新町227-3-8 アサヒビル101号 | 輸送施設の使用停止(155日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和元年8月6日及び同年11月26日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(6)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第58条第1項)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(8)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)、(10)運賃及び料金の未届出(貨物自動車運送事業報告規則第2条の2) | 16 | 16 |
| 20200825 | 敬洋国際物流 株式会社(法人番号9010701024619) 代表者呉 強 | 東京都品川区南品川2-2-7南品川Jビル7階 | 本社 | 千葉県野田市下三ヶ尾20 | 輸送施設の使用停止(20日車) | 貨物自動車運送事業法第9条第1項 | 法令違反の疑いがあることを端緒として、令和元年8月8日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項) | 2 | 2 |
| 20200825 | 株式会社 マンハッタンサービス(法人番号7013301020601) 代表者前田 章三 | 東京都豊島区南池袋三丁目10-8 | 本社 | 埼玉県戸田市笹目8-10-24 | 輸送施設の使用停止(80日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 | 過労運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和元年12月12日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(6)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(7)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条) | 8 | 8 |

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和2年8月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 事業者の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|--|----------------------|--------|----------------------|------------------|------------------------|---|-------|------------|
| 20200825 | 房総自動車 株式会社(法人番号2040001052002) 代表者小川 勇 | 千葉県富津市海良41-3 | 本社 | 千葉県富津市海良138-1 | 輸送施設の使用停止(40日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 | 死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和元年12月19日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項) | 4 | 4 |
| 20200825 | みのる産業 株式会社(法人番号7021001018626) 代表者久慈 広枝 | 神奈川県相模原市緑区橋本台1-3-8-2 | 本社 | 神奈川県相模原市緑区橋本台1-3-8-2 | 輸送施設の使用停止(90日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2 | 法令違反の疑いがあることを端緒として、令和元年9月24日及び令和2年2月18日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)不正改造車両(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第41条) | 9 | 9 |
| 20200825 | 株式会社 永留商事(法人番号3021001013416) 代表者永留 和雄 | 神奈川県相模原市緑区橋本台1-3-8 | 本社 | 神奈川県相模原市緑区橋本台1-3-8 | 輸送施設の使用停止(170日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2 | 法令違反の疑いがあることを端緒として、令和元年9月24日及び令和2年2月18日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)不正改造車両(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第41条) | 17 | 17 |
| 20200831 | 株式会社 トラストロジコム(法人番号2040001033043) 代表者森 希成 | 千葉県市川市南大野2-3 B-605 | 本社 | 千葉県市川市南大野2-3 B-605 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項 | 死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年7月21日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項) | 0 | 0 |

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3。(4)但し書き参照)